

差別のない社会へ

ヘイトスピーチ
ゆるさへん!

人種や民族の違いを認め、
互いの人権を尊重し合う社会を
共に築きましょう。



©2014 大阪府もずちゃん

府民のみなさまへ

このパンフレットは、ヘイトスピーチや条例の理解を深めていただくことにより、ヘイトスピーチの発生を防止し、府民の皆さんの基本的人権を守る助けとなることを目的に作成したものです。

知っておくことが
大切やね!

ヘイトスピーチとは?



特定の国の出身者であること又はその子孫であることのみを理由に、日本社会から追い出そうとしたり危害を加えようとするなどの一方的な内容の言動が、一般に「ヘイトスピーチ」と呼ばれています。

大阪府の条例では、ヘイトスピーチを「人種又は民族を理由とする不当な差別的言動」と規定し、具体的には、特定の人種や民族の人々に恐怖心を与え、社会から追い出そうとするような差別的言動をいいます。(大阪府ヘイトスピーチ解消推進条例第2条)

ヘイトスピーチに当たる言動はさまざまですが、例えば、次のようなものが該当すると考えられます。

- 1 特定の民族や国籍の人々を、合理的な理由なく、一律に排除・排斥することをあおり立てるもの ▶「〇〇人は出ていけ」、「祖国へ帰れ」など
- 2 特定の民族や国籍に属する人々に対して危害を加えるとするもの ▶「〇〇人は殺せ」、「〇〇人は海に投げ込め」など
- 3 特定の国や地域の出身である人を、著しく見下すような内容のもの ▶特定の国の出身者を、差別的な意味合いで昆虫や動物に例えるものなど

などは、それを見聞きした方々に、悲しみや恐怖、絶望感などを抱かせるものであり、決してあってはならないものです。

(参考:法務省ホームページ「ヘイトスピーチ、許さない。」)

ヘイトスピーチはどんな形で発生しているの?

インターネット上での書き込みなど



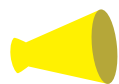
インターネットにいったん掲載された情報は、発信者の意図にかかわらず、急速にさまざまな所に広がってしまうため、完全に削除することが困難です。

このため、発信者一人ひとりがモラルと人権意識を高め、自らが発信する内容に自己責任をもつ姿勢が大切です。

その投稿、
誰か傷つけてへん?

街中でのデモ行進、集会、街宣活動など





ヘイトスピーチはなぜいけないの？

一人ひとりの意識が大事やで！

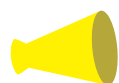
ヘイトスピーチは、それを見聞きした方々に、悲しみや恐怖、絶望感を抱かせるものであり、決してあってはならないものです。

また、人としての尊厳を傷つけ、差別意識を生むことにつながる許されない行為です。

ヘイトスピーチをなくすために私たちにできること

まずは、こうしたヘイトスピーチをなくしていく必要性について、私たちの理解を深めることが重要です。ヘイトスピーチによる被害を受けるとどう感じるか、他人事ではなく自分自身の問題として捉えてみてください。

「ヘイトスピーチはしてはならないこと」に気づくはずです。人種や民族の違いを認め、互いの人権を尊重し合う社会を共に築きましょう。



啓発活動の取り組み

大阪府

大阪府では、府民の皆様へヘイトスピーチ解消の必要性に対する理解を深め、**「ヘイトスピーチゆるさへん！」**という共通認識を得ていただくため様々な機会を活用して、教育啓発に努めています。

啓発映像の投影（府内主要駅等）



ポスターの作成



法務省

法務省の人権擁護機関では、ヘイトスピーチがあってはならないことを、皆様に御理解いただくため、SNS やインターネットを活用するなどして、より効果的な各種人権啓発に取り組んでいます。

法務省 ヘイトスピーチ、許さない。

検索



- 平成 28 年 6 月に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）」が施行されました。
- 大阪府では、令和元年 11 月に「大阪府人種又は民族を理由とする不当な差別的言動の解消の推進に関する条例（大阪府ヘイトスピーチ解消推進条例）」を施行し、毎年 11 月を「大阪府ヘイトスピーチ解消推進月間」と定めて、ヘイトスピーチ解消に向けた取組を行っています。

相談窓口

大阪府

大阪府人権相談窓口

TEL: 06-6581-8634

電話相談

平日・第4日曜 10:00~16:00

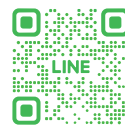
※相談受付は終了時刻の30分前まで。
※祝日及び年末年始は除く。ただし、第4日曜は相談を受け付けます。

LINE相談

木・金 18:00~22:00

※メール・FAX・手紙による相談は常時受付。

LINEはこちら



大阪府インターネット誹謗中傷・トラブル相談窓口

「ネットハーモニー」

TEL: 06-6760-4013

電話相談
及び
LINE相談

月~土 16:00~22:00
第2日曜 13:00~18:00

※相談受付は終了時刻の30分前まで。
※祝日及び年末年始は除く。
※メール・FAX・手紙による相談は常時受付。

LINEはこちら



法務省

みんなの人権110番(全国共通)

TEL: 0570-003-110

受付時間

平日 8:30~17:15 ※土曜・日曜・祝日・年末年始を除く。

※様々な人権問題についての相談を受け付ける相談電話です。電話はおかけになった場所の最寄りの法務局・地方法務局につながります。相談は法務局職員又は人権擁護委員がお受けします。

法務省のサイトはこちら



インターネット人権相談

<https://www.jinken.go.jp/>

※パソコン、スマホ、携帯電話共通

外国語人権相談ダイヤル(全国共通) TEL: 0570-090-911

対応時間

平日 9:00~17:00 ※年末年始を除く。

対応言語

英語、中国語、韓国語、フィリピン語、ポルトガル語、ベトナム語、ネパール語、スペイン語、インドネシア語及びタイ語

※この電話は民間の多言語電話通訳サービス提供事業者に接続の上、管轄の法務局・地方法務局につながります。

大阪府人種又は民族を理由とする不当な差別的言動の解消の推進に関する条例より抜粋 (大阪府ヘイトスピーチ解消推進条例)

(定義)
第二条 この条例において、「人種又は民族を理由とする不当な差別的言動」とは、人種若しくは民族に係る特定の属性を有する個人又は当該個人により構成される集団(以下「特定人等」という。)に対する憎悪若しくは差別の意識又は暴力をおおる目的で公然とその生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知し、又は特定人等を著しく侮蔑するなど、特定人等であることを理由として特定人等を社会から排除することを扇動する不当な差別的言動をいう。

(府民の責務)
第五条 府民は、基本理念にのっとり、人種又は民族を理由とする不当な差別的言動の解消の必要性に対する理解を深めるとともに、府が実施する前条第一項の施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)
第六条 事業者は、基本理念にのっとり、人種又は民族を理由とする不当な差別的言動の解消の必要性に対する理解を深め、その事業活動を行うに当たっては、府が実施する第四条第一項の施策に協力するよう努めるものとする。

(不当な差別的言動の禁止)
第七条 何人も、人種又は民族を理由とする不当な差別的言動をしてはならない。

大阪府「ヘイトスピーチと人権に関する取組」

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o070030/jinken-yogo/hatejyourei/index.html>



大阪府 ヘイトスピーチ

検索



大阪府 府民文化部 人権局 人権擁護課 人権・同和企画グループ

〒559-8555 大阪市住之江区南港北 1-14-16 咲洲庁舎(さきしまコスモタワー) 38 階

電話番号: 06-6210-9282 FAX: 06-6210-9286